

テクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪を告発する書

兼両犯罪を刑法犯罪として処罰する法整備を求める要望書

2014年6月26日

最高検察庁長官 小津博司 様

要望者

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク
理事長 石橋輝勝

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号
東西館ビル本館47号室
電話&FAX 03-5212-4611

告発及び要望趣旨

当特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワークは、1998年1月25日、任意団体「電波悪用被害者の会」として発足以来、一貫して電磁波・超音波等見えない媒体をを使って特定個人をピンポイントで捉えて精神・身体を攻撃しコントロールする犯罪（テクノロジー犯罪）と不特定多数あるいは特定少数による特定個人に対する継続した嫌がらせ行為（嫌がらせ犯罪）を解決すべく取り組んでまいりました。

この16年間で1,323名の被害者を確認し、その居住県から全国的広がりがあることが分かってまいりました。また、定例会、相談会、アンケート調査（1,000名）を実施して被害実態の把握に努めてまいりました。そのアンケート調査結果に基づいて「テクノロジー犯罪被害フォーラム」を毎年東京と大阪で開催して一般の皆様はこの犯罪をご理解頂くための啓蒙活動を行ってまいりました。ちなみに本年は第七回フォーラムを開催しております。

訴え活動としては、総務省（旧郵政省）、警察庁、法務省等関係各機関、および森元総理大臣はじめ福田康夫元総理以降の歴代の総理大臣、衆参両議院議長、国会議員、47都道府県知事、警視庁および各県警察本部長、全国自治体の長に本問題のご理解と問題解決へのご協力をお願いしてまいりました。

このように、当NPOは設立後一貫して、テクノロジー犯罪・嫌がらせ犯罪の実態及びその危険性を訴えるとともに、両犯罪を撲滅して被害者を救済すべ

く取り組んでまいりましたが、未だ政府による明らかな取り組みが見られない状態にあります。しかし本問題は時間を追って深刻になり、今では国民的問題に発展していることを確信いたします。そこでこの度小津最高検察庁長官に宛てテクノロジー・嫌がらせ両犯罪の実態を告発致しますとともに、問題解決のため下記要望事項を断行して頂きますよう要望致します。

テクノロジー犯罪・嫌がらせ犯罪実態の告発

1. テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で、特定個人を四六時中つきまとうテクノロジーが使われています。これがテクノロジー犯罪で最も基本的な技術であることから第一の基礎テクノロジーと呼んでおります。特定個人を識別して四六時中ストーキングする技術で40年を超える歴史があると考えられます。この技術を掌握している組織が日本国内に必ずあるはずであります。悪用している技術が日本製なのか否か、それを運用しているメンバーが日本人なのか否かを含めて、その組織の所在を究明する必要があります。
2. テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で人間の生理機能・運動機能・五感・感情・三欲・思惟活動に影響を及ぼすテクノロジーが使われています。このように人間のあらゆる機能をコントロールできることから人間コントロール・テクノロジーと呼んでおります。下記25・26で説明しておりますように人間の脳を電子回路と見立てて外部のコンピューターと無線でつないでコントロールしようとするサイバネティクス技術がその基本にあると考えます。この技術も日本製なのか否か、それを運用しているメンバーは日本人なのか否か、その組織の所在を究明する必要があります。
3. テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で、聴覚神経を迂回して特定個人の脳内で声・音を聞かせ、視覚神経を迂回して脳内で映像を見せるテクノロジーが使われています。当NPOではこれを音声・映像送信被害と呼んでおります。通信の最先端技術の悪用と考えられます。この技術も日本製なのか否か、それを運用しているメンバーが日本人なのか否か、その組織の所在を究明する必要があります。
4. テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で身体の各部位をピンポイントで攻撃できるテクノロジーが使われています。攻撃方法は多種多様であります。それをご理解頂くために、元英国海軍所属、マイクロ波の専門家バリー・トゥロー氏証言『マイクロウェーブ技術の危険

性』を資料として添付致しました。氏はマイクロ波に指向性を持たせて特定個人の脳を狙い撃ちでき精神疾患を誘発できると証言しております。はたして日本で使われている技術が日本製なのか否か、それを運用しているメンバーが日本人なのか否か、その組織の所在を究明する必要があります。

5. テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で病気でないにもかかわらず病気の症状を誘発して抹殺することができます。前記バリー・トゥロー氏は精神疾患だけでなく心臓発作も癌も誘発できると証言しております。日本で使われている技術が日本製なのか否か、それを運用しているメンバーが日本人なのか否か、その組織の所在を究明する必要があります。
6. テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で、異物をコントロールして標的に命中させるテクノロジーが使われています。高速道路上で行えることから、人口衛星とスーパーコンピューターの介在がなければできない犯罪であります。これによって大事故を演出することができます。この技術も日本製なのか否か、それを運用しているメンバーが日本人なのか否か、その組織の所在を究明する必要があります。
7. テクノロジー犯罪が可能にしている個人攻撃は多様で、プログラム次第でいかようにもアレンジでき、しかも24時間365日、日本中どこへ移動しようがその影響下に置くことができるようにシステム化・ネットワーク化されていると考えられます。当然本部機能と支部機能があつて全国展開できるものですから、その本部と支部の所在、またこの技術も日本製なのか否か、それを運用しているメンバーが日本人なのか否か究明する必要があります。
8. テクノロジー犯罪には嫌がらせ犯罪が伴っています。
9. 嫌がらせ犯罪は、詳細な打ち合わせがなければ行えないことから、それを計画し、実行する組織が被害者の周辺に存在しなければできない犯罪です。どのようなメンバーがどのような場所で打ち合わせを行って実行しているのか糾明する必要があります。
10. 嫌がらせ犯罪は他地域に移動しても行われることから、上記組織が各地に存在し（各自治体単位）、組織間の連絡網が完備していると考えられます。はたして嫌がらせ犯罪における本部と支部の所在は、それはテクノロジー犯罪における本部・支部と同一か、メンバーは日本人なのか否かを究明する必要があります。
11. 嫌がらせ犯罪は、被害者を絶えず監視していなければ行なえないことから、最先端の監視テクノロジーが使われていると考えられます。また絶

妙のタイミングで嫌がらせを行なっていくことから、嫌がらせ行為を自動的に行なえるようプログラム化したシステムが使われていると考えられます。そのような監視テクノロジー・嫌がらせ実行システムが日本製なのか否か、実行メンバーは日本人なのか否か、どの程度出回っているのか糾明する必要があります。

- 1 2. 嫌がらせ犯罪と同時にテクノロジー犯罪を仕掛けてダメージを倍化させる手法が採られていることから、両犯罪を計画して実行する組織は同一か密接な関係があることが考えられます。
- 1 3. テクノロジー・嫌がらせ両犯罪は40年を越える歴史があると考えられます。
- 1 4. テクノロジー犯罪、嫌がらせ犯罪、どちらも突然畳み掛けられた場合、パニックに陥っておかしくない攻撃であります。パニックに陥ることがむしろ人間の自然であります。そのような被害者の受け入れ場所として精神病院が位置づけられ定着しようとしています。これは正しい対処の仕方ではありません。この精神病院への位置づけにも作為が働いていることが考えられます。精神疾患患者の増加は大きな社会問題となっており、その一要因として両犯罪があることが考えられます。それを裏付ける証言として、前出バリー・トゥロワー氏はマイクロ波で精神疾患を誘発できるとし、それも自然な精神疾患なのか人為によるものなのか分からないように誘発できるとまで証言しております。このように精神兵器と呼ばれるべき武器の存在が秘せられる一方で、精神医学・医療体制は発展しております。また国は医療保護入院を容易にするかたちで精神保健福祉法を改正しております。本来犯罪被害者として守られるべき人が精神障害者として扱われるのですからこれに満足する被害者はおりません。これによりさらに自殺者が増加することが考えられます。そのため精神医療体制の充実を図るなら、一方ではバリー・トゥロワー氏の証言も国民に知らされるべきであります。精神疾患対策も国家の重要施策の一つですから検察庁も同じであります。精神疾患対策に真剣に取り組むならテクノロジー・嫌がらせ両犯罪対策にも取り組むべきであります。
- 1 5. 両犯罪により、個人破壊はもちろん、家族破壊、組織破壊、社会破壊、国家破壊が可能であります。よって破壊活動防止法が適用されるべき一大犯罪であります。
- 1 6. テクノロジー・嫌がらせ両犯罪被害者1, 323名を確認し、増え続けております。この数は氷山の一角にも満たないと考えられます。被害を認識できないレベルの攻撃を受けている被害者、ある程度認識していても精神的問題と誤解されるのを恐れて口外しない被害者、恥ずかしい攻

撃で口外できない被害者、被害を認識できずに殺された被害者、等おびただしい数の被害者が存在すると考えます。さらには全ての国民がテクノロジー・嫌がらせ両犯罪の傘下に入っていると思えるものもあります。よって国民的問題と考えるべきであります。

17. 確認被害者1, 323名中すでに17名がお亡くなりになっていることから、両犯罪により死に追い込むことができる犯罪であります。それを裏付けるように日々生命の危険を訴える被害者が全国に多数存在します。
18. お亡くなりになった17名中約半数は自殺であります。自殺防止対策は国の重要施策の一つですから検察庁も同じであります。そのため自殺対策に真剣に取り組むならテクノロジー・嫌がらせ両犯罪にも取り組むべきであります。
19. テクノロジー犯罪被害に2・3で説明した三欲操作や音声送信被害がありますが、前記バリー・トゥロー氏は「6. 6ヘルツは男性に激しい性的興奮を誘発します。誰かにひどい性的レイプを犯させることができます」と述べて、性欲操作を裏付けております。また2013年3月19日地下鉄東西線東陽町駅付近で発生した傷害事件では、元暴力団員の男が「自分の体内の超音波から、人を刺してみろよ、という言葉が聞こえ」犯行に及んだと証言しておりますので、音声送信被害による犯行と考えられます。音声送信被害者はその初期には音声に促されて動かされてしまうことを多くの被害者が証言しております。そのためこの技術を放置しておきますと同様の事件が頻発することが考えられます。信じられない凶悪犯罪の増加も社会問題化しており、それを抑止することも国の重要施策の一つとなっております。そのために信じ難い凶悪犯罪の減少を真剣に考えるならテクノロジー犯罪の撲滅にも取り組まなければならないのです。
20. テクノロジー犯罪に使われている電磁的媒体が人体に影響を与える事例として、1997年12月16日発生したポケモン事件があります。テレビアニメの放映中であつた赤い光の激しい点滅に反応して光過敏性発作を引き起こしたということですが、15～16Hzがてんかん症状を誘発する周波数であることは一部の学者は認識していたようであります。放映では16Hz弱であつたことが確認されており、16Hzであつたら被害はもっと大きかった可能性を指摘する学者がおります。また合衆国陸軍情報保安司令部が情報公開法に基づいて公開した資料によりますと、15Hzが光過敏性発作を誘発する周波数であるとしております。その資料『特定の非殺傷兵器の生体効果』を添付致します。光は電磁波ですから、この事件は電磁波に非熱効果があることを一般に知らし

めた最高の事例であります。これが故意に使われる恐れがありますので、15～16 Hzに限らず、人間に影響を与える周波数は、テレビ・ラジオだけでなく、全無線設備で使用を禁止する法が制定されてしかるべきであります。ちなみにロシアでは2001年にマイクロ波、超音波、超低周波、光を武器に相当することを認める法が成立しております。

21. アメリカでは警察にスタンガンの使用を認めている州があることから、警察官に対してその乱用を禁止する州法が成立しております。2005年12月2日栃木県今市市で発生した幼児殺害事件では、容疑者が「女兒にスタンガンを押し当て」と証言しているということで、電磁的武器であるスタンガンの乱用を禁止する法を日本も成立すべきであります。
22. これまでの調査から嫌がらせ犯罪に十一の特徴があることが分かってまいりました。相当数の人間が(①集団性)、四六時中(②継続・反復性)、つきまとい(③ストーカー性)、なにかしようとする絶妙のタイミングで嫌がらせを働いてくる(④タイミング性)。そのタイミングは絶えず監視していなければならないこと(⑤監視性)、室内の行動を走査してその行動に合わせてなんらかの反応をするようにプログラムされた監視システムがなければならない嫌がらせであります(⑥システム性)。しかも嫌がらせは外出しても行く先々で行われることから連絡網が完備しており(⑦ネットワーク性)、全国的に犯罪組織が存在していなければならない犯罪であります(⑧組織性)。そして行われている嫌がらせの内容が外国の例と照らして類似していることからマニュアルがあることも想像できるようになりました(⑨マニュアル性)。しかもこの犯罪は40年を超える歴史があること(⑩歴史性)も分かってまいりました。これら10の特徴すべてが非常識で貫かれており(⑪非常識性)、そこに重要な意味があることも分かってまいりました。起こっている現象が非常識であればあるほど一般人は話しを聞かなくなり被害者を孤立させることができます。これを逆に考えると、常識の範疇の嫌がらせでは被害者を助ける人が必ず現れます。これは犯罪主体にとっては困ることあります。一方被害者にとっては身に起こっていることが非常識であればあるほど判断能力を超えてパニックに陥ってしまうのです。そのパニック状態を見てさらに遠ざけられ、追いつめられた先にあるのは、自殺か、緊急避難的対処か、精神病院への収容であります。このような構図が明瞭に読み取れるようになりました。このことから嫌がらせ犯罪に貫かれている非常識性は意図的なものと断定致します。常識の範疇の嫌がらせは絶対にしないという犯罪主体の強固な意思を読み取るできるようになりました。このように嫌がらせ犯罪主体の強固な意思と描く構図を看破でき

たことはこの犯罪の解明に大きく寄与すること確信致します。本犯罪がこれまでの組織犯罪と次元が違うこともご理解頂けると思います。

23. 犯罪主体が描く上記構図と現代の世相（自殺者の増加、精神疾患患者の増加、信じ難い凶悪犯罪の増加）とが合致していることは注目すべき事実であります。テクノロジー・嫌がらせ両犯罪主体が世相に影響を与えられるほどの実力者であることが想像されます。この点からもテクノロジー・嫌がらせ両犯罪対策が三つの大きな社会問題の解決に不可欠であることが分かります。
24. 圧倒的多数の被害者がなぜこのような犯罪の対象になったのか分からないと証言しております。しかも無辜の一般市民がこの被害を受けており、子供のころからの被害者もいることから、そのような人に手が出せる意思是恐ろしいもので、これを放置することは社会不安を増幅するだけであります。国内の治安を司る検察庁は断固としてその発露を糾明して摘み取らなければならない意思であります。
25. 被害者がいくら善意を示しても終わる様相を見せないということは、実際に加害行為を行なっている者の意思ではなく、背後にある大きな意思に従っていることが考えられます。添付しました『秘密情報機関による秘密偵察と電磁波による拷問』にある元諜報部員カール・クラーク氏の証言は、そこで述べられていることが、これまで当会が訴えてきた被害と大いに合致していることから、諜報活動として行なわれていることが考えられるようになりました。日本はスパイ天国と言われてきましたが、これは脳天気な表現で、工作人員天国と言い換えるべきであります。他国からの指示で動く工作人員活動の一環としてあるならば、それは侵略行為と捉えて対処されるべきで、国家安全保障上の問題であります。ちなみに工作人員の暗躍としては北朝鮮による拉致問題が明らかになっておりますが、本問題が諜報活動との類似性があるならば、日本の公安当局も認識していなければならないことでもあります。認識するだけでなく目を光らせていなければならないのです。それがなければ拉致とは別の意味での工作人員活動による被害者が現れるのは必定であります。しかし現実には諜報活動によると思われる被害者が存在するのですから公安当局の怠慢を指摘されるのは当然であります。被害者の善意をことごとく覆して追い込んでくる手法は、ここまで考えなければ理解できないもので、日本人はいつまでも泣き寝入りしているべきではないと考えます。
26. 当NPOの調査の結果、テクノロジー犯罪に使われている技術は人間コントロール・テクノロジーと呼べるレベルにあることが分かってまいりました。これは人間の活動を司る脳とコンピューターをつなぐブレイ

ン・マシン・インターフェイスの技術がなければできない犯罪であります。この技術の開発は65年前に「サイバー」という言葉が造語された時点に遡ることも分かってまいりました。これに関しては添付致しました『束縛：肉体から精神、心、神経生物学的領域』に詳しく記されておりますが、この技術に最も関心を示したのが軍部であったことから守秘義務の中に入れられ、しかも軍事技術ですから国家の最高の頭脳を投入して開発が続けられてきたのです。また脳とコンピューターをつなぐのですから対象者は人間で、人体実験をしなければ完成しない技術であります。人体実験していることが公になれば開発できなくなりますのでその面からも守秘義務の中に入れられることになったのです。国家の最高レベルの頭脳を投入しておりますので科学技術開発の奔流でありながら全く国民に知らされずに開発が続けられてきたのです。これにさらに情報操作が加わって現実と一般認識との大きな差が生じていると考えられます。そのため被害者が泣けど叫べど救われない社会が構築されてきたのです。この点を看破できたのが当NPO16年間の活動の成果であります。これに付きましては、第六回・第七回テクノロジー犯罪被害フォーラムで説明しておりますので、当NPOホームページあるいはユーチューブでご覧頂きますようお願い申し上げます。

27. 上記成果は国民の意識改革に欠かせない情報であります。国を守るために軍事技術の開発をせざるを得ない国家は人体実験をしなければ開発し得ないブレイン・マシン・インターフェイスの開発をせざるを得なくなっているのです。軍事技術であるため、また知られたら開発できなくなる技術ですから徹底した守秘義務の中に置かれており、そのためにそれがどのように使われても国民は皆目分らない迷妄の中に置かれているのです。今日の理解し難い社会現象にそれが現れていると考えられ、国民が知らないことをいいことに暴走を始めていると考えられます。本問題によって国家意思と国民の意思との大きなギャップが明瞭になることはいいことで、この意識をしっかりと持つことがこれからの日本人に求められているのです。これまでのように国家を信頼してきた時代は終わりで、より成長した国家感が持てるようになるのです。これは望むべきことで、第六回・第七回テクノロジー犯罪被害フォーラムの録画はそれを学ぶ最高の教科書になると考えます。当NPOとしてそのような認識に至らざるを得なくなっておりますことから、最先端の軍事技術の悪用という面からの捜査が必要となっております。
28. 上記認識を持つことによって、警察への認識も新たになり、それも望まれることであります。これまで日本人は余りにも警察を信用し過ぎてき

たように思います。多くの被害者もそのように思っていたのですが、この被害を経験して大いに考えを変えております。被害者が助けを求めて足を運ぶのは警察であります。にもかかわらず犯罪被害者として受け入れてもらえないというのが実際のところであります。それだけでなく被害者が来るのを知っていたかのようにおかしい態度で対応されたという証言がかなりあります。このことから被害者の行動が監視され、その情報が警察にも及んでいることが考えられます。また被害者がどの自治体よりも多い東京都の治安を担当する警視庁の当NPOへの対応は常識では考えられないものであります。都民の窮状を聴取できないで安心安全社会は断じて構築されません。都民の窮状も聞かない態度から守っているものが別にあるのではと疑ってしまうほどであります。犯罪主体にやさしく被害者に厳しい警視庁の体質は改善されるべきであります。

29. テクノロジー・嫌がらせ両犯罪が世界的規模で発生していることを知ること重要であります。諸外国の被害者との被害内容の類似から、マニュアルに基づいて行われていることが考えられるようになりました。これについては添付致しましたマッキンレー報告また一昨年3月1日に開催されましたオバマ大統領諮問「生命倫理問題に関する委員会」第10セッションーパブリックコメントーでの20数名のアメリカの被害者及び支援者の証言をご覧ください。

以上告発致しますとともに、小津最高検察庁長官には現実に起こっているテクノロジー・嫌がらせ両犯罪を、被害者と検察機構が一体となって解決できるよう、以下の要望事項を速やかに実行して頂きますようお願い申し上げます。

要 望 内 容

要望事項1.

テクノロジー犯罪・嫌がらせ犯罪を最高検察庁指揮下の全検察官と職員が認識するようにして下さい。そのために、第六回・第七回テクノロジー犯罪被害フォーラムの録画を当NPOホームページあるいはユーチューブにアップしてありますので、全検察官・職員に観るように指示して下さい。そしてテクノロジー・嫌がらせ両犯罪を知らない検察官・職員がいないまでに徹底して下さい。

第六回テクノロジー犯罪被害フォーラム

http://www.geocities.jp/techhanzainetinfo/forum/2013forum_rep.html

第七回テクノロジー犯罪被害フォーラム

http://www.geocities.jp/techhanzainetinfo/2014forum_m1.html

第六回テクノロジー犯罪被害フォーラム（ユーチューブ版）

<http://www.youtube.com/watch?v=Uqk0hvNJ7eg&feature=youtu.be>

第七回テクノロジー犯罪被害フォーラム（ユーチューブ版）

http://www.geocities.jp/techhanzainetinfo/2014forum_m.html

要望事項 2.

上記「テクノロジー犯罪・嫌がらせ犯罪実態の告発」に記した29項目を検察庁挙げて調査願いますとともに、テクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪を刑法犯罪として処罰する法整備をして下さい。

要望事項 3.

テクノロジー・嫌がらせ両犯罪について最も身近な全検察官と職員を対象としたアンケート調査を実施して下さい。それには要望事項1を確実に実施してよく理解した上で実施して下さい。アンケートでは、①両犯罪被害を経験していないか、②経験している場合どのような被害で加害者をどのように考えているか、③加害者側に加担せざるを得ないよう圧力を掛けられたことはないか、ありの場合は誰からどのような行為を強いられたのか、④被害者が検察庁に相談に来る前にその知らせが何者かによってもたらされていないか、もたらされている場合その情報提供者は何者か、⑤前記情報が知らされるだけでなく、被害者に対しておかしな対応をするように指示はなかったか、ありの場合その対応とは、⑥被害者の相談内容を漏らすよう要求がなかったか、ありの場合その要求者は何者か、等を問うアンケート調査であります。その結果と当NPOのアンケート集計結果とを比較すれば当NPOの訴えを別の面から裏付けることとなります。また全検察官と職員の意識状況を新しい面から認識できるようになります。これを人事に大いに利用して下さい。

添付書類

- | | |
|---|----|
| 1. テクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪を刑法犯罪として処罰する 法整備を求める署名 | 1部 |
| 2. 会員名簿 | 1部 |
| 3. 『テクノロジー犯罪被害者による被害報告集』第一巻、第二巻 | 2冊 |
| 4. 被害者1, 323名居住県表 | 1枚 |
| 5. 『マイクロウェーブ技術の危険性』 | 1部 |
| 6. 『特定の非殺傷兵器の生体効果』 | 1部 |

7. 『秘密情報機関による秘密偵察と電磁波による拷問』 1 部
8. 『束縛：肉体から精神、心、神経生物学的領域へ』 1 部
9. 『生命倫理問題に関するアメリカ大統領諮問委員会』 証言記録 1 部
10. パンフレット 1 部
11. チラシ 1 枚

以上